

令和6年1月26日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ACアダプター（ノートパソコン用）、照明器具（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油給湯機付ふろがま1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちACアダプター（ノートパソコン用）1件、
照明器具（充電式）1件） | 2件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、
エアコン（室外機）2件、エアコン3件、布団乾燥機1件、
IH調理器1件、ヘアドライヤー1件、水槽用サーモスタット1件、
扇風機1件、椅子1件、オーブントースター1件、食器乾燥機1件、
ノートパソコン1件、サーキュレーター1件、電気こたつ1件、自転車1件） | 18件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |
| 1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。 | |

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）について （管理番号：A202300918）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）をノートパソコンに接続して使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202300918）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施
回収率：16.8%（2023年12月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」又は「ACアダプター（ノートパソコン用）」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	2	火災	2016年度	4	火災
2022年度	0	—	2015年度	1	火災
2021年度	2	火災	2014年度	0	—
2020年度	5	火災	2013年度	0	—
2019年度	8	火災	2012年度	0	—
2018年度	8	火災	2011年度	0	—
2017年度	4	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202300918）は含まない。

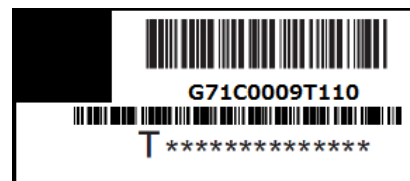
<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：https://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

(2) 株式会社マークスインターナショナルが輸入した照明器具（充電式）について（管理番号：A202300919）

①事象について

株式会社マークスインターナショナル（法人番号：5013201014894）が輸入した照明器具（充電式）が破裂し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（部品交換（LEDモジュール部分のみ））について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、例外的な環境下（充電しながらの点灯・急速充電しながらの点灯など）において、オーバーヒートにより発火のおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2021年（令和3年）12月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、購入者・卸販売の取引先へメール、ファックス及び電話などで周知し、対象製品について部品交換（LEDモジュール部分のみ）を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202300919）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、品番、販売期間、対象台数

商品名	品番	販売期間	対象台数
MR. MARIA MIFFY FIRST LIGHT MR. MARIA MIFFY FIRST LIGHT LED モジュール	MM-005 MM-103	2017年11月 ～ 2020年3月	16,961

※MM-103 は交換用LEDモジュールの品番

2021年（令和3年）12月28日からリコール（部品交換（LEDモジュール部分のみ））を実施

改修率：21.1%（2024年1月25日時点）


<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2017年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

交換対象

品番:MM-005

ご返送いただくパーツ(LEDモジュール)	背面シリコーン部	底面
	<p>背面下にコードを通す 切り込みあり</p> 	<p>水色 上部に「Mr LED 11」もしくは 「Mr LED 11A」の刻印</p> <p>※「Mr LED 12」の物は安全にご使用いただけます</p> <p>× Mr LED 11 × Mr LED 11A</p> 

現行

(こちらは安全にご使用いただけます)

品番:MM-007M

パッケージ	背面シリコーン部	底面
<p>オレンジ</p> 	<p>背面下にコードを通す 切り込みなし</p> 	<p>黄色 「Mr LED 12」の刻印</p> <p>○ Mr LED 12</p> 

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う部品交換（LEDモジュール部分のみ）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社マークスインターナショナル MR. MARIA 商品交換係

電話番号：03(6861)4515

メールアドレス：support@marcs.co.jp

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.marcs.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/01/letter.pdf>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：伊藤、佐々木

電 話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300917	不明	令和6年1月22日	石油給湯機付ふろがま	EHK-4750DXF	株式会社長府製作所	火災	当該製品の内部部品を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	製造から10年以上経過した製品 令和6年1月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月12日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300918	令和6年1月13日	令和6年1月22日	ACアダプター(ノートパソコン用)	G71C0009T210	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品をノートパソコンに接続して使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を熔融し、周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	京都府	平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 16.8%
A202300919	令和5年12月30日	令和6年1月23日	照明器具(充電式)	MM-005	株式会社マークスイ ンターナショナル (輸入事業者)	火災	当該製品が破裂し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福岡県	令和3年12月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 21.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300914	令和6年1月6日	令和6年1月22日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300915	令和6年1月10日	令和6年1月22日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300916	令和6年1月9日	令和6年1月22日	エアコン	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	製造から10年以上経過した製品
A202300920	令和6年1月13日	令和6年1月23日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から15年以上経過した製品
A202300921	令和6年1月13日	令和6年1月23日	エアコン	火災	病院で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202300922	令和6年1月10日	令和6年1月23日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202300923	令和5年12月8日	令和6年1月23日	IH調理器	火災	当該製品で鍋に入れた油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生し、周辺を焼損した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	佐賀県	製造から20年以上経過した製品 令和6年1月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月19日
A202300924	令和5年12月28日	令和6年1月23日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300925	令和5年12月4日	令和6年1月23日	水槽用サーモスタット	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月12日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300926	令和5年7月14日	令和6年1月23日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月16日
A202300927	令和5年12月18日	令和6年1月24日	椅子	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品に着座しようとしたところ、当該製品が移動し、転倒、腰部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月22日
A202300928	令和5年11月10日	令和6年1月24日	オーブントースター	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部から発火し、周辺を焼損する火災が発生、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月10日
A202300929	令和5年11月24日	令和6年1月24日	食器乾燥機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月12日
A202300930	令和5年12月8日	令和6年1月24日	ノートパソコン	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月22日
A202300931	令和5年12月23日	令和6年1月24日	サーキュレーター	火災	遊技施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月17日
A202300932	令和6年1月16日	令和6年1月24日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から10年以上経過した製品
A202300933	令和6年1月7日	令和6年1月24日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300934	令和5年11月5日	令和6年1月24日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪が外れ、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月15日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし